

※園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。なお、集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。

※登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

《保護者記入用》

登 園 届 (保護者記入)	
みぎわ保育園 園長 宛	
幼児氏名 _____	生年月日 _____
<p>病 名 _____</p> <p>医療機関名 _____ において診断され、 登園のめやすを参考に、症状が回復すれば、登園可能と診断されています。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 症状が回復し、 集団生活に支障がない状態となりましたので登園いたします。</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 _____</p>	

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病 名	感 染 し や す い 期 間	登 園 の め や す
溶連菌感染症	抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状がある間と症状消失後1週間 <small>(数週間はウイルスを排泄しているので注意が必要)</small>	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度 ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化していること
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
★ヒトメタニューモ		解熱し医師の指示を受け咳症状がある程度治まって食事が摂れること

出典：厚生労働省「保育所における感染症ガイドラインより